

指定介護予防短期入所生活介護事業

運 営 規 程

(目 的)

第1条 社会福祉法人足柄福祉会が設置経営する特別養護老人ホーム草の家が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護（以下、「生活介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム草の家
- (2) 所在地 神奈川県南足柄市班目 460 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2名（嘱託・兼務）
医師は、利用者の健康管理に当たる。
- (3) 生活相談員 2名（常勤・兼務）
生活相談員は、事業所に対する生活介護の利用申し込みに係る 調整、事業所の介護職員に対する技術指導、短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- (4) 看護職員 6名（常勤・兼務3名、非常勤・兼務3名）
看護職員は、利用者の健康管理に当たる。
- (5) 介護職員 38名（常勤・兼務24名、非常勤・兼務14名）
介護職員は、日常生活上の介護の提供に当たる。

(6) 管理栄養士 1名(常勤・兼務)

栄養士は、食事の提供に当たり、バランスの良い栄養価及び嗜好を考慮した献立の作成及び調理の指導に当たる。

(7) 機能訓練指導員 1名(常勤・兼務)

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 24時間

2 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 介護予防短期入所生活介護事業の利用定員は、短期入所生活介護事業の利用定員と併せて13名とする。

2 併設の指定介護老人福祉施設(定員60名)に空きベッドが生じた場合、前項の規定を超えることができる。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 介護予防生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 食事・入浴・排泄等の必要な日常生活上の支援

(2) 食事の提供

(3) 介護予防生活介護の送迎

(4) 健康管理

(5) 機能訓練

(6) 相談・助言

(介護予防短期入所生活介護の利用料)

第8条 介護予防生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする(介護保険負担割合証の利用者負担の割合による)。また、滞在に要する費用については、その居住環境の違いに応じ必要となる費用(以下「滞在費」とし、別に定める額とする。

但し、次の各号に掲げるサービスは、全て利用者の希望により提供し、費用は、別表のとおりとする。

(1) 介護予防生活介護の送迎

(2) 食費

(3) おやつ代

(4) 理美容代(実費)

2 前各号に掲げるもののほか、介護予防生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについても支払いを受けることができる。

(1) レクリエーション材料費

3 前各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常を送迎の実施地域)

第9条 通常を送迎の実施地域は南足柄市・開成町・松田町・大井町・山北町とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 介護職員等は、介護予防生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、家族に連絡・報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、利用者が火災等の災害により緊急避難が必要とする事態が生じたときは、利用者に対して必要な措置を講じる。

(サービス提供記録の保存)

第12条 生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面等に記載し、その完結の日から5年間以上保存する。

(秘密の保持)

第13条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、退職後も同様とする。

2 事業所の管理者は、従業者であった者が、前項を遵守するよう、その必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護予防生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他留意事項)

第15条 介護予防事業所は、介護等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり

設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修、採用後 1 ヶ月以内
- 2 継続研修、年 2 回以上

(その他)

第 16 条 この規程に定めのない事項については、社会福祉法人足柄福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 10 月 20 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。